

笛吹市国民健康保険通信
 ～みんなの国保を守るために～

国保では、保険証のほかに限度額適用認定証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証を発行しています。これらの証は、平成27年1月1日から12月31日までの所得で判定され、8月1日で更新されます。

限度額適用認定証

1カ月の医療費が高額になった時に、医療費の自己負担額を限度額までとするものです。限度額は、1日～末日までの1カ月ごとに計算します。

国民健康保険税に未納があると交付できない場合がありますので、国保税の納め忘れが無いようご注意ください。8月1日から利用できる認定証の交付が必要な方は、申請が必要です。



70歳未満の方

▼70歳未満の方

所得区分 ※1	表示	自己負担限度額(月額)	食事標準負担額(1食)
901万円超	ア	252,600円+(医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	360円
600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	360円
210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の2%を加算)	360円
210万円以下	エ	57,600円	360円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	210円 ※2

- ※1 総所得金額などから基礎控除額(33万円)を引いた金額になります。
- ※2 過去1年間の入院日数が90日を超えた場合は160円(ただし、申請が必要)

70歳以上の方(次の表の所得区分が、現役並み所得者および一般に該当される方は、高齢受給者証の提示により限度額が適用になりますので、限度額適用認定証の申請は不要です)

▼70歳以上の方

所得区分	自己負担限度額(月額)		食事標準負担額(1食)
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者 ※3	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	360円
一般	12,000円	44,400円	360円
低所得Ⅱ ※4	8,000円	24,600円	210円 ※6
低所得Ⅰ ※5		15,000円	100円

- ※3 70歳以上の国保被保険者のうち、1人でも一定の所得(課税所得が145万円)以上の人が同一世帯にいる人。ただし、収入金額によっては申請する場合があります。
- ※4 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外)
- ※5 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除(年金所得の場合、控除額は80万円として計算)を差し引いたときに、0円になる人

※6 過去1年間の入院日数が90日を超えた場合は160円(ただし、申請が必要になります)

高齢受給者証

70歳から74歳の方全員に発行されています。誕生月の翌月から(1日生まれの方は誕生月から)適用されます。一部負担金の割合は、所得に応じて判断されます。

○昭和19年4月1日以前に生まれた方は2割(特例措置により1割)または3割
 ○昭和19年4月2日以降に生まれた方は2割または3割

特定疾病療養受療証

人工透析などの治療を受けたときに、一定の自己負担額で済むものです。

高齢受給者証および特定疾病療養受療証の交付について

対象者の方に8月1日からご利用いただく新しい受給者証・受療証を送付しました。万が一届いていない場合はご連絡をお願いします。

■問合せ先
 国民健康保険課 国保総務担当
 ☎055(262)4111